

タイトル	「添付 1」 特許法・商標法・デザイン保護法一部改正案の説明資料
出所（掲載日）	韓国特許庁（2021. 9. 30.）

ソン・ガブソク議員代表発議の議案番号 2104891（特許）、2104893（商標）、2104892（デザイン）

※実用新案法は特許法附則の改正により特許法の改正事項が全て反映されることになる。

「特許法・商標法・デザイン保護法改正案の概要」

1. 出願人の権利回復要件の緩和

- ・手続きの無効処分取消および商標権の回復要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な事由」に緩和して権利救済

※例）正当な理由：持病による入院、手数料口座振替のエラーなど

2. 特許・商標・デザイン：分割出願における優先権主張の自動認定制度の導入

- ・先出願に優先権主張があれば、先出願における分割出願の際にも自動的に認められるようになり、優先権主張の欠落による拒絶を防止

3. 特許・商標・デザイン：拒絶査定などに対する審判請求期間（再審査請求期間）の延長（30 日→3 ヶ月）など

- ・期間延長：十分な準備期間を提供し、不必要な期間の延長を最小限にする。
- ・特許における再審査請求対象の拡大：登録査定の後も明細書などを修正して、再審査請求が可能

4. 特許・商標・デザイン：権利移転に伴う共有者の通常実施（使用）権を保護

- ・共有者の特許権などを分割請求（競売）した場合、持分が喪失された残りの共有者に通常実施（使用）権を付与して継続中の事業を保護する。
- ・質権設定前の商標を使用している場合、競売などにより商標権が移転されても商標権者に通常使用権を付与する。（特許、デザイン法には既に導入）

5. 特許：分離出願制度の導入

- ・拒絶査定不服審判の棄却審決（拒絶査定を維持）を受けた後も、出願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる制度の導入

6. 特許：特許法上の国内で優先権主張ができる出願対象を拡大

- ・登録査定の後も、その特許出願における改良・追加発明を優先権主張により新たに出願し、特許を受けることができるように対象拡大

7. 商標・デザイン：商標登録査定以降の職権による再審査

- ・登録料納付までに明らかな拒絶理由を発見した場合、職権により再審査（特許法には既に導入）

8. デザイン：再審査請求時における補正機会の拡大

- ・補正機会の拡大：再審査請求に基づく出願の補正は、再審査請求期間までに拡大

9. デザイン：法人の清算手続きの進行に伴うデザイン権の消滅

- ・法人の清算終結登記日まで移転登録をしていない場合、登記日の翌日に消滅